

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

(1) 実習実施者名：有限会社友華

(2) 代表者職氏名：代表取締役 伊佐地 貢

(3) 所在地：岐阜県関市鑄物師屋一丁目1番15号

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（5件）

平成30年 8月17日認定「認 1806030737」「認 1806030738」

同年 8月22日認定「認 1806030740」「認 1806030741」「認 1806030742」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第1号の規定に基づき、令和3年1月19日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

認定計画に従って賃金を支払っていなかったことから、技能実習法第16条第1項第1号に規定する認定の取消事由に該当するため。